

令和 8 年 6 月 1 日

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び
派遣労働者の保護等に関する法律第 23 条第 5 項による情報の提供

対象期間 令和 7 年 1 月 1 日 ～ 令和 7 年 12 月 31 日

- ① 派遣労働者の数（令和 8 年 6 月 1 日現在） 3 人
- ② 労働者派遣の役務の提供を受けた者（派遣先）の数 1 件
- ③ 派遣料金額の平均額から派遣労働者の賃金額の平均額を控除した額を当該派遣料
金の額の平均額で除して得た割合（マージン率） 51.5%
- ④ 教育訓練に関する事項
訓練内容：下記のとおり 訓練費用負担額：無償 賃金支給：有給
新規派遣時は工場ルール・安全教育および製品・品質知識研修を実施する
約 3 ヶ月に一度、2 時間程度の集合研修を実施、その他 O J T による
知識・技能の習得
・派遣先堀場製作所基本五技能の習得 インストラクター向け研修
・不具合発生時の対応＝情報の共有化 再発防止策の検討
・10 物質 R o H S 対応について 組立協力会社向け説明会資料
キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先
相談窓口：松本知樹 電話番号：075-631-0836
- ⑤ 労働者派遣に関する料金の額の平均額 1 人 1 日 8 時間当たり 24,200 円
- ⑥ 派遣労働者の賃金の額の平均額 1 人 1 日 8 時間当たり 11,744 円
- ⑦ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項
・雇用形態は正社員にて採用する
・福利厚生は本社勤務社員と同様とする
- ⑧ 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結している
・当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲
（環境計測機器の検査調整等の業務に従事する従業員）
・当該労使協定の有効期間の終期（令和 9 年 3 月 31 日）

許可・届出番号 派 26-300507 事業所名 株式会社 マツモト